

産学連携促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中小企業の大学等研究機関からの試作受注を促進するため、京都企業が研究室等から発生する困難試作等の受注に向け、取り組む初期実験や検証作業、基礎技術の習得等に必要な経費について、公益財団法人京都産業21（以下「産業21」という。）が行う補助金の交付に係る必要事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の補助対象事業は、中小企業が大学等研究機関から発生する試作等の受注に向けて取り組む初期実験や検証作業、基礎技術の習得等（「初期実験等」という。）で、補助期間内に事業が終了するものとする。

ただし、「大学等研究機関」とは、大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公設試験研究機関及び、研究開発を行っている独立行政法人、公益法人とする。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の補助対象となる補助事業者は、京都府内に初期実験等を遂行する拠点（本社、研究所、工場等）を有する中小企業であって、試作受注に向けて初期実験等に取り組むことを検討、計画、又は現に取り組んでいるものとする。

ただし、別表1に掲げるものは除く。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金で補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額及び補助期間は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書（様式第1号）を産業21が各年度において別に指定する期日までに提出しなければならない。

2 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 産業21は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、事業内容について審査を行い、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 産業21は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、事業の内容（軽微な変更を除く）又は補助事業に要する経費の配分を変更（別表3「補助対象経費」に掲げる各項目について交付決定額の50パーセント以内

の経費の配分の変更を除く)しようとするときは、変更承認申請書(様式第2号)を産業21に提出し、予めその承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を産業21に提出しなければならない。
- 3 産業21は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から10日以内に、補助事業実績報告書(様式第4号)を産業21に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 産業21は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容(ただし、第7条第3項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

- 第10条 補助事業者は、前条の補助金の額の通知を受けた後、請求書(様式第5号)を産業21理事長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。
- 2 補助事業者は、次条に定める補助金の概算払により、既に補助金の一部の交付を受けている場合は、前条の補助金の額の確定額との差額を請求するものとする。
 - 3 補助事業者は、次条に定める補助金の概算払により、既に補助金の額の確定額を超えている場合は、産業21にその過払い額を別に通知する日までに返還しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 補助事業者は、予め産業21との協議を経たうえで、概算払請求書(様式第6号)により、補助金の概算払を請求できるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 産業21は、補助事業者が次に掲げるものに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは変更することができるものとする。

- (1) 本要領、交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき
- (2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は、不正な行為があったとき
- (3) 法令違反など社会通念上不適切な行為と産業21理事長が認めたとき

(補助金の返還)

第13条 産業21は、前条の規定により補助金の交付の取り消し等を行ったときに、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項により補助金の返還を命じられたときは、定められた期限までに産業 21 に納付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年2.9パーセントの割合で計算した延滞金を加えて産業21に納付しなければならない。

(財産の管理及び処分)

- 第14条 補助事業者は、補助金により調達した物品等については、原則としてその旨を明示するとともに、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した機械等(以下「財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業完了の翌年度から5年度間を経過する以前に、やむを得ない事由により財産を処分しようとするときは、予め別記第7号様式による申請書を産業 21 理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 産業 21 理事長は、前項の規定により承認した補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を産業 21 に納付させることができるものとする。

(研究開発等の成果の発表)

- 第15条 産業 21 理事長は、補助事業による技術研究等が完了したときは、その成果を補助事業者に発表させることができる。
- 2 補助事業者は、産業 21 理事長が前項に規定する成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(研究成果の事業化及び報告)

- 第16条 補助事業者は、補助対象事業となった研究開発成果の事業化に努めなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業完了の翌年度から5年度間は事業化の状況等について、別記第8号様式による報告書を、別に定める日までに産業 21 理事長に提出しなければならない。

(知的財産権に関する届出)

- 第17条 補助事業者は、補助事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生し、知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、遅滞なく産業 21 に報告し、前条第2項に規定する報告書にもその旨を記載しなければならない。

(収益納付)

- 第18条 補助事業者は、補助事業完了の翌年度から5年度間以内に事業化の成果により収益が生じた場合は、交付した補助金交付確定額を上限として、当該収益額の一部を産業 21 に納付しなければならない。なお、納付額は別表3に定めるとおりとする。

(補助金の経理)

- 第19条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

- 第20条 産業 21 は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告さ

せ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、産業21が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月15日から適用する。

別表1(第3条関係)

- | |
|--|
| <p>○本社等研究開発を遂行する拠点について、府外への移転や今後移転の検討を開始することが明確な企業。</p> <p>○産業21が実施する企業連携、産学公連携による共同研究グループへの補助事業(京都企業戦略的共同研究推進事業、グローバル産学公研究開発成果展開事業、中小企業技術開発促進事業、連携型イノベーション研究開発事業、課題解決型研究開発促進事業等)に採択された企業</p> <p>○異なる事業計画であっても、同一年度に下記に記載の補助事業の重複適用を受けることはできません。</p> <p>ア 京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業</p> <p>イ みやこ構想セカンドステージ加速化推進事業</p> <p>ウ 中小企業開業支援事業</p> <p>エ 京都産業立地戦略 21 特別対策事業(同一事業所内の設備投資で、受給後5年を経過しない場合)</p> <p>オ 中小企業R&D支援事業</p> |
|--|

別表2(第4条関係)

1) 補助対象経費

費 目	経費内容
材料費・ 消耗品費	研究開発の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入に要する経費 [例：鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等]
設備等の レンタル・ リース料	研究開発遂行に必要な機械装置・設備、その他備品のレンタル・リース に要する経費。
試験検査費	研究開発遂行に必要な試験、検査に必要な経費。
委託・ 外注費	・自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費。 ・要求仕様のみを示し相手方ノウハウにも期待した上で外部への製造委託等（※法人又は公的機関との契約に限る）。ただし、研究開発の核となる要素すべてを委託することはできません。
その他 直接経費	研究開発に必要な産業財産権の導入・出願等に要する経費、機器使用料、ソフトウェア購入費、技術指導受入れに要する費用、上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費。 ※その他経費は事業化に必要な経費で、数量が個別具体的に把握可能なものとし、間接経費に相当するものは対象外となります。

(注1) 補助事業期間中に発注・契約、納品、支払をしたものが補助対象となる。

(注2) いわゆる親会社・子会社等への設備・消耗品等の発注や外注・委託を行うことは、原則として認められない。

2) 補助対象外経費

費 目	説 明
直接人件費	補助対象事業の遂行に直接関与する者（役員を除く。）の事業化活動や研究開発従事時間に対応する人件費
設備購入費	研究開発遂行に必要な機械装置・設備、その他備品の製作、購入、改造に要する経費。また、機械装置等と一体となるソフトウェアも含む。ただし、研究開発の遂行に必要不可欠な機能、規模と認められるものに限る。 ※汎用品の購入を制限するものではありませんが、リースが困難な正当な理由があり、当該研究開発に必要な不可欠な機器についてのみ対象となります。
旅費・交通費	補助対象事業の遂行に要する旅費・交通費
その他 間接経費	調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費、運送料、運搬料、不動産の購入費、京都府が設置した公設試験研究機関に対する支出等の当該補助事業に必要な間接経費 (いずれも数量確認が可能なもの)

(注3) 以下のものは、補助対象経費及び補助対象外経費ともに算入できない。

- ・消費税及び地方消費税など公租公課
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用など、対象事業に対する支出と特定困難なもの
- ・上記のほか、公的な資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費。

3) 補助率、補助限度額、補助期間

補助率	初期実験等に要する経費※の1/2以内
補助限度額	300万円以内で予算の範囲内(千円未満切り捨て)
補助期間	交付決定の日から1年以内

※初期実験等に要する経費＝「補助対象経費」＋「補助対象外経費」(消費税は除く)

「補助対象外経費」は、補助対象事業の遂行に直接関与する者(役員を除く)が研究開発等に従事する時間に対応する人件費、設備購入費、旅費・交通費、その他産業21理事長が特に認める経費とする。

別表3(第18 条関係)

項目	算出根拠
補助金累計①	= 補助金交付額の累計
補助対象経費累計②	= ①+補助事業実施期間及び補助事業終了後に要した初期実験等に要した経費(補助対象経費)の累計
補助金寄与度③	= ①÷②
産業財産権等による 当期利益④	= (A) + (B) 補助事業による ・ 自社商品化、事業収益に基づく当期利益(A) ・ 産業財産権のアウトライセンス及び実施結果の他への供与による当期利益(B)
基準納付額⑤	= ④×③×1/2
累積納付額⑥	= 前年度までの納付額の累積
納付額	= ⑤ (①>⑤+⑥の場合) = ①-⑥ (①≤⑤+⑥の場合)

※詳細は第8号様式を参照

様式第 1 号(第5条関係)

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

所 在 地
名 称 (法人名)
代表者(職・氏名)

㊞

産学連携促進事業補助金交付申請書

下記のとおり補助事業を実施したいので、産学連携促進事業補助金交付要領第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 試作等課題名

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付資料

- (1) 別紙1 事業計画書
- (2) 別紙2 収支予算書(収入及び支出内訳書)
- (3) その他

＊ 今回実施しようとする事業の概要がわかる資料(写真、イメージ図、記事等)があれば添付してください。

事業計画書

1 事業者等の概要

申請企業名				
担当者	所属・職・氏名			
	TEL () — FAX () — e-mail			
発注が期待 される大学 等研究機関	大学等研究機関名	所在地	研究室等の名称	備考

2 応募課題の内容

試作等課題名：
(1) 試作品等の概要・仕様
(2) 試作品等の新規性及び優位性確保の可能性
(3) 試作品等の開発における課題及び解決方策等
(4) 本格的な受注、類似案件受注への発展可能性

3 初期実験等実施計画

実施内容、実施方法、スケジュール(補助期間を含めて3年以上)等

※様式は適宜拡張して記入してください。(A4 5枚程度)

収 支 予 算 書

1 収入内訳書

(単位:円)

内 容	金 額
<補助金> 産学連携促進事業補助金 ※(A)以下、かつ、(C)×1/2以下、かつ、300万円以下の額 <自己資金> <その他※>	
合 計	

※融資等。

2 支出内訳書

(単位:円)

経費区分		経 費 内 訳	金 額
補助 対象 経 費	材料費・ 消耗品費		
	設 備 等 の レ ン タ ル・リース料		
	試験検査費		
	委託費、外注費		
	その他直接経費		
	小 計(A)		
補助 対象 外 経 費	直接人件費		
	設備購入費		
	旅費・交通費等		
	その他間接経費		
	小 計(B)		
合 計(C) = (A) + (B)			

※ 経費内訳には明細を記入願います。(別紙で作成して添付も可とします。)

※ 消費税抜きの金額で作成してください。

※ 収入と支出の合計は必ず一致させてください。

様式第2号(第7条第1項関係)

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

所 在 地
名 称 (法人名)
代表者(職・氏名)

㊞

産学連携促進事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 京21第 号で交付決定のあった上記事業について、別紙のとおり事業内容を変更したいので、産学連携促進事業補助金交付要領第7条第1項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 試作等課題名

2 変更内容等

変更事項	変 更 前	変 更 後

3 変更の理由

様式第3号(第7条第2項関係)

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

所 在 地
名 称 (法人名)
代表者(職・氏名)

印

産学連携促進事業補助金事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 京21第 号で交付決定のあった上記事業について、下記の理由により補助事業を中止(廃止)したいので、産学連携促進事業補助金交付要領第7条第2項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 試作等課題名

2 事業を中止(廃止)する理由

様式第4号(第8条関係)

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

所 在 地
名 称 (法人名)
代表者(職・氏名)

㊞

産学連携促進事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 京21第 号で交付決定のあった上記事業について事業が完了したので、産学連携促進事業補助金交付要領第8条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 試作等課題名

2 補助金交付決定額

3 添付資料

(1)別紙1 事業実績報告書

(2)別紙2 収支決算書

(3)その他

※今回実施した事業の概要がわかる資料(写真、イメージ図、記事等)があれば添付ください。

事業実績報告書

試作等課題名	
事業実施期間	
大学等研究機関名	
(1) 試験内容 試験項目 実施内容	
(2) 得られた成果 ＜結果及び考察＞ ＜目標との比較、達成状況＞ ＜試作受注等の見通し＞	
(3) 今後の展開	
(4) 知的財産権について	

※様式は適宜拡張して記入してください。

収 支 決 算 書

1 収入内訳書

(単位:円)

内 容	金 額
<補助金> 産学連携促進事業補助金 ※(A)以下、かつ、(C)×1/2以下、かつ、300万円以下の額 <自己資金> <その他※>	
合 計	

※融資等。

2 支出内訳書

(単位:円)

経費区分		経 費 内 訳	金 額
補 助 対 象 経 費	材料費・ 消耗品費		
	設 備 等 の レ ン タ ル・リース料		
	試験検査費		
	委託費、外注費		
	その他直接経費		
	小 計(A)		
補 助 対 象 外 経 費	直接人件費		
	設備購入費		
	旅費・交通費等		
	その他間接経費		
	小 計(B)		
合 計(C) = (A) + (B)			

※ 経費内訳には明細を記入願います。(別紙で作成して添付も可とします。)

※ 領収書等(事業者名の記入のあるもの)の写しを添付してください。)

※ 消費税抜きの金額で作成してください。

※ 収入と支出の合計は必ず一致させてください。

請 求 書

金 額		千	百	十	万	千	百	十	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、産学連携促進事業補助金

上記の金額を請求します

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

請 求 者

所 在 地
名 称(法人名)
代表者(職・氏名)

印

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | : | 円 |
| 2 | 補助金概算払受領済額 | : | 円 |

本書の金額は、下記口座に振込願います

口座開設場所 および預金種別	銀行 支店 普通 第 号 信用金庫 出張所 当 座
口座名義	(ふりがな) 氏 名

公益財団法人京都産業21

概 算 払 請 求 書

金 額		千	百	十	万	千	百	十	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、産学連携促進事業補助金

上記の金額を請求します

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

請 求 者

所 在 地
名 称(法人名)
代表者(職・氏名)

印

1 交付決定通知額	:	円
2 既概算払受領済額	:	円

本書の金額は、下記口座に振込願います

口 座 開 設 場 所 および預金種別	銀行 信用金庫	支店 出張所	普 通 当 座	第	号
口 座 名 義	(ふりがな) 氏 名				

公益財団法人京都産業21

第7号様式（第14条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

所 在 地
名 称（法人名）
代表者（職・氏名）

⑨

産学連携促進事業補助金財産処分承認申請書

平成27年 月 日付け 京21第 号で交付決定通知の上記補助事業に関し、下記の財産を処分したいので、産学連携促進事業補助金交付要領に基づき承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処 分 の 方 法
- 4 処 分 の 理 由

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

所在地
名称（法人名）
代表者（職・氏名）

⑩

産学連携促進事業補助金に係る
事業化進捗状況・研究開発成果等報告書

平成 年 月 日付け 京21第 号で交付決定通知の上記補助事業に関して、事業化の進捗状況、研究開発成果の波及効果及び産業財産権等による利益の状況について、下記のとおり報告します。

記

1 試作等課題名

2 補助事業期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 補助事業の実施結果による事業化状況（単位：円）

(1) 報告期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

(2) 当該試作等による売上及び売上原価

○売上（直近決算期間について記載。税抜）

販売時期	製品名など	販売先	販売価格	販売数	売上金額
〇年〇月					
売上合計					

6(1)①へ金額を記載

○売上原価（直近決算期間について記載。税抜）

原価費目	数量	単位	単価（円）	原価金額（円）
材料費等				
売上原価合計				

6(1)②へ金額を記載

4 成果の波及効果の状況

(注2) 当該報告期の事業化等の状況について、提案時の目標及び計画に対する成果や、市場動向の状況に係るコメント等を記入してください。

5 当該プロジェクトに係る継続研究開発

(1) 補助期間終了後の継続研究期間:平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(2) 継続研究開発の内容・成果

(注3) 継続研究開発が必要な背景や、研究開発によって得られたデータ、製品・試作品等の写真、関連する新聞記事等を添付し、当該報告期の研究開発の内容・成果をまとめてください。

○初回報告時は、補助事業の実績報告書<内訳>補助対象経費(税抜)の費目毎の合計額を記載。

※補助事業期間前の研究開発費は対象となりません。

○2回目以降は、前回の「前期までの累計額」「今期の研究開発費」の和を記載。

(3) 継続研究開発費

(税抜。単位:円)

費 目	前期までの累積額 (年 月 ~ 年 月)	今期の研究開発費 (年 月 ~ 年 月)	合 計 (累 積)
材料費・消耗品費			
設備等のレンタル・リース料			
試験検査費			
委託費、外注費			
その他直接経費			
合 計			

※当該プロジェクトに関して、国等の補助制度により資金支援がされている場合は、補助制度名や採択年月日、資金支援額、支援期間等の情報について記載(研究開発費は国等の補助金は、除いて記載)

○補助事業期間と同様、根拠書類の整備が前提です。

7②へ金額を記載

6 当該プロジェクトにより取得した利益の状況

(1) 自社商品化、事業収益に基づく当期利益(産業財産権のクロスライセンスによるものを含む)
(単位:円)

費 目	金 額	金額の内訳
収益{=3(2)の売上合計}(…①)		
売上原価{=3(2)の売上原価合計}(…②)		
販売費及び一般管理費(…③)		
事業利益(…④=①-②-③) (利益(1))		

※③:当該プロジェクト部分の範囲は、別途ヒアリングの上、調整(以下同様)

(2) 産業財産権のアウトライセンス及び実施結果の他への供与による当期利益
(単位:円)

費 目	金 額	金額の内訳
収益{アウトライセンスによって得た収入による当期収益}(…①)		
要した経費(…②)		
利益(2)(=①-②)		

(3) 当該プロジェクトにより取得した当期利益の合計

事業収益等による当期利益の合計=利益(1)+利益(2) =

7④へ金額を記載

7 収益納付額

京都産業21から通知した補助金の「額の確定」の額

(単位:円)

費 目	金 額
補助金額 (…①)	
補助対象経費合計 {= 5 (3) 合計} (…②)	
補助金寄与度 (…③=①÷②)	
当該プロジェクトにより取得した当期利益 { 6 (3) 事業収益等による当期利益の合計 } (…④)	
基準納付額 (…⑤=④×③×1/2)	
前年度までの産業21への累積納付額 (…⑥)	
本年度納付額 (※)	

小数点
第4位
を四捨
五入

小数点
以下切
り捨て

※ 「本年度納付額」とは、基準納付額⑤と累積納付額⑥の合計が補助金額①を超えない場合には、基準納付額⑤が本年度納付額になります。また、基準納付額⑤と累積納付額⑥の合計額が補助金額①を超える場合には、補助金額①から累積納付額⑥を差し引いた金額が本年度納付額になります。